

都道府県・政令指定都市名	18 福井県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	地域戦略部 県民活躍課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福井県女性活躍推進庁内連絡会議	
設置年月日(西暦)・根拠	2003年8月1日	根拠: 福井県男女共同参画推進条例
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	福井県男女共同参画審議会	
設置年月日(西暦)	2003年3月11日	
構 成 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間(西暦)	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月		
名 称	ふくい“しあわせ実感”パートナープラン～第4次福井県男女共同参画計画～		
改定・見直しの予定時期	2027年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福井県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)	2002年10月11日	
	施 行 日(西 暦)	2002年11月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2002年11月1日	
	改 正 内 容		
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	%	50%または、40%以上の審議会を90%		
根 拠	ふくい“しあわせ実感”パートナープラン～第4次福井県男女共同参画計画～				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令・政令・条例・要綱等に基づいて設置されている審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 105 )うち女性委員を含む審議会等数( 103 )		
			延総委員等数( 1,154 )延女性委員等数( 510 )	女性比率( 44.2 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 40 )うち女性委員を含む審議会等数( 39 )		
			延総委員等数( 499 )延女性委員等数( 221 )	女性比率( 44.3 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 40 )うち女性委員を含む審議会等数( 39 )		
			延総委員等数( 567 )延女性委員等数( 233 )	女性比率( 41.1 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
			延総委員等数( 69 )延女性委員等数( 22 )	女性比率( 31.9 )	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	0 人	( 年	月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[ ]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	2:その他(西暦)	2023年5月22日									
	管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(B)=(D+F+H)	(%)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	334	57	17.1	27	2	7.4	53	8	15.1	254	47	18.5
	うち一般行政職	197	48	24.4	18	2	11.1	27	8	29.6	152	38	25.0
支庁・地方事務所等	計	278	54	19.4	13	3	23.1	38	2	5.3	227	49	21.6
	うち一般行政職	74	13	17.6	4	1	25.0	11	1	9.1	59	11	18.6
全体	計	612	111	18.1	40	5	12.5	91	10	11.0	481	96	20.0
	うち一般行政職	271	61	22.5	22	3	13.6	38	9	23.7	211	49	23.2
再掲	警察関係	78	2	2.6	11	0	0.0	18	0	0.0	49	2	4.1
	教育委員会	52	8	15.4	1	0	0.0	5	1	20.0	46	7	15.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		2: その他(西暦)						2023年5月22日
		課長補佐相当職(人)			係長相当職(人)			
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)		
本庁	計	215	35	16.3	451	117	25.9	
	うち一般行政職	103	31	30.1	194	90	46.4	
支庁・地方事務所等	計	314	65	20.7	367	87	23.7	
	うち一般行政職	115	31	27.0	49	31	63.3	
全体	計	529	100	18.9	818	204	24.9	
	うち一般行政職	218	62	28.4	243	121	49.8	
再掲	警察関係	240	22	9.2	479	65	13.6	
	教育委員会	49	22	44.9	29	11	37.9	

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)			課長補佐相当職(人)			係長相当職(人)		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	39	10	25.6	28	9	32.1	61	16	26.2
	うち一般行政職	23	8	34.8	27	8	29.6	46	15	32.6
支庁・地方事務所等	計	33	9	27.3	81	25	30.9	54	7	13.0
	うち一般行政職	9	1	11.1	27	7	25.9	10	3	30.0
全体	計	72	19	26.4	109	34	31.2	115	23	20.0
	うち一般行政職	32	9	28.1	54	15	27.8	56	18	32.1
再掲	警察関係	8	0	0.0	21	2	9.5	40	2	5.0
	教育委員会	5	1	20.0	14	9	64.3	7	0	0.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○	○				○	◎			○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎		○	○	
係長相当職	○		○			○	◎		○	○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,150	155	13.5
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	268	121	45.1
うち上級	163	53	32.5
うち一般行政職	76	30	39.5
うち上級	62	23	37.1
うち警察関係	55	10	18.2
うち上級	30	3	10.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①福井県職員旧姓使用取扱要綱 ②福井県警察における旧姓使用の取扱いについて
該当部分の条文(本文)	① (旧姓の使用)第2条 職員は、知事の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。 ②1 旧姓の使用 職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を促進するため、文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の届け出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 2: その他(西暦) 2023年5月22日

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)			女性比率(%)	
51	5	9.8	15	1	6.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福井県生活学習館		愛称・通称	ユニー・アイふくい		
設置年月日(西暦)	1995年7月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：918-8135 住 所：福井県福井市下六条町14-1 電話番号：0776-41-4200 FAX番号：0776-41-4201 ホームページ：http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：福井県未来創造部生活学習館 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：福井県未来創造部生活学習館 ) 指定管理者(名称： ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	7 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額	2023年度 145,417 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項： 広報誌の発行 ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女パートナーシップの推進、次世代育成、働く女性のキャリアアップ応援、企業における女性活躍推進、家事・育児参画 ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項： 女性総合相談(一般相談、法律相談、こころの相談)、就職・キャリア相談 ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 啓発資料・図書の整備及び貸出 ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： ふくいきらめきフェスティバル ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： ピアサポートサロンの開催、チャイルドルーム運営、生理用品の配布 )					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人ふくい女性財団		基金・基本財産額	487,477	千円
設置年月日(西暦)	1995年11月1日		出資者	県、市町、民間	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)			出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 公益財団法人ふくい女性財団 名称等：	加盟団体数	41	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 { 内容： ふくいきらめきフェスティバル実行委員会の運営 }					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 { 名称： 概要： 7. その他 { 内容：		}	
--	--	---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 { 内容： 育休中の女性職員の研修参加を可能としている。育休中の女性職員向け職場復帰研修を実施	}	
---	---	--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	200,708	199,054	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0393 %	0.038 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	22,428	87,232	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容: WLB関係の認証を得ている企業を入札執行者に開示している)	○

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○		○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○		○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○		○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目					
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目					
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)					
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)					
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組					
⑩ 短時間正社員制度の導入					
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組					
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)					
⑬ その他					

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「ふくい女性活躍推進企業」登録制度(2, 5, 6, 7, 8)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	「ふくい女性活躍推進企業」優良活動表彰(3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画月間キャンペーン ・ふくいきらめきフェスティバル ・男女共同参画啓発パンフレット作成 ・民間情報誌への男女共同参画啓発記事掲載 ・「共家事」促進事業  ・「女性活躍を進める企業」のプロモーション事業	パネル・参考書籍の展示、アンケートの実施 講演会、ワークショップ、体験講座等の開催 小・中・高・一般(地域)向け啓発パンフレットの作成 民間の情報誌に男女共同参画関連の記事掲載 共家事PR動画を作成し、テレビやSNSを通じて放映、啓発用ポスター・ハンドブックを作成。促進店等に配布し協働キャンペーンを展開 女性のリーダーや管理職登用を進める県内企業に対し、インセンティブとして県が学生等に向けプロモーションを実施する。「学生向け企業見学ツアー」「企業イメージ動画作成」	20000人	6月 6月 通年 11月 10月～  8月～
2. 表彰 ・福井県男女共同参画社会づくり功労者知事表彰 ・ふくい女性のチャレンジ賞表彰 ・企業の女性活躍推進事業「ふくい女性活躍推進企業」優良活動表彰	男女共同参画社会づくりに長年貢献してきた個人・団地を表彰 起業、NPO活動等様々な分野でチャレンジ個人・グループを表彰 県独自の認証制度に登録している企業の中でも、特に顕著な取り組みをしている個人・グループおよび企業を表彰	4人・2団体 3人程度 個人・グループ10組程度、企業3社程度	6月 2月 2月
3. 講座 ・男女共同参画推進講座  ・女性のためのキャリアアップ研修事業「ハッピーキャリア“縁”カレッジ」 ・「共家事」促進事業(再掲)	計5講座(男女パートナーシップ推進、次世代育成、働く女性のキャリアアップ応援、企業における女性活躍推進、家事・育児参画)を開講 企業で働く女性を対象に「管理職育成コース」「リーダー育成コース」を設け、約8カ月間の研修を実施 家族みんなで家事を楽しむ「共家事」を普及させるため、新婚世帯向け講座や男性の料理教室を開催	2800人 62人 120組	通年 通年 通年
4. 相談事業 ・女性総合カウンセリング事業  ・女性活躍支援センター運営事業	一般相談(電話相談、面接相談)、専門家による特別相談(法律相談、心の相談) キャリア相談、再就職相談、保育所、子育て相談	1200人 1200人	通年 通年
5. 情報収集・提供 ・女性活躍支援ポータルサイト「ふくい働く女性応援サイト」の運営 ・教材・図書の整理・貸出	女性の活躍支援に関する情報の一元化・発信 生活学習館において、男女共同参画に関する教材や図書を収集し貸出		通年 通年
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・ふくいきらめきフェスティバル ・県民ワクワクチャレンジプランコンテスト(女性枠)	講演会、ワークショップ、体験講座等の開催 女性が行う福井の活性化につながる活動を公募し、公開プレゼンテーションとクラウドファンディングによる資金調達を組み合わせ、県全体で女性の活動を応援		6月 11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・企業の女性活躍推進事業(再掲)  ・「共家事」促進事業(再掲) ・女性管理職登用加速事業(再掲)	「ふくい女性活躍推進企業」登録制度の周知および経営者経営者等を対象にした講演会や従業員を対象とした各種講座開催、表彰制度の実施 家庭で共に家事を楽しむ「共家事」を推進する「共家事促進協力店」を募集し、協働で共家事キャンペーンを実施する 社会保険労務士等専門家が、女性活躍コンシェルジュとして企業を訪問し、経営者等に女性活躍推進のメリットを説明、様々な支援を実施する	360社 100店 175社	通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・お茶の水女子大学との共同研究	福井県とお茶の水女子大学の相互協力協定に基づき共同研究を実施		通年
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名		福井県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	4	
	育児	1	
	家族の看護	2	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他	2	
		2について、忌引	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1

規 則 名	福井県議会議員の通称名等の使用に関する要綱
条文本文	
<p>(使用できる通称名等)</p> <p>第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める通称、氏名または氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。</p> <p>(1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称の使用が認定された場合 当該認定を受けた通称</p> <p>(2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものを用いる。)または戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名</p> <p>(3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該認定を受けた通称にひらがなまたはカタカナが使用されているときは、議員が日常的に使用し、世間一般に通用している漢字に変えることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。</p> <p>(1) 履歴に関する書類</p> <p>(2) 辞職願</p> <p>(3) 議員報酬および費用弁償の支給に関する書類</p> <p>(4) 源泉徴収票</p> <p>(5) 叙位および叙勲の申請書類</p> <p>(6) 在職証明書等各種証明書</p> <p>(7) 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの</p>	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	
なし	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ( )
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ( 2023年7月1日 )

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年5月22日	~	2027年5月21日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	52	21	40.4	
	都道府県防災会議(委員のみ)	51	21	41.2	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	2	12.5	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	1	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	9	1	11.1	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	18	18	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	7	4	57.1	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
×	4 都道府県交通安全対策会議				
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	25	12	48.0	
	7 精神医療審査会	15	3	20.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	9	5	55.6	
	9 都道府県医療審議会	24	7	29.2	
	10 准看護師試験委員会	7	2	28.6	
	11 麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
	12 地方社会福祉審議会	21	9	42.9	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	17	9	52.9	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16 都道府県農業共済保険審査会	3	0	0.0	
	17 都道府県森林審議会	10	5	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	8	4	50.0	
	19 建築審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	18	5	27.8	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	10	3	30.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	30	2	6.7	
	25 公害健康被害認定審査会	12	6	50.0	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	9	4	44.4	
	28 地方港湾審議会	32	15	46.9	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	16	10	62.5	
	31 介護保険審査会	15	8	53.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	12	1	8.3	
	34 警察署協議会	72	42	58.3	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
×	37 都道府県国民保護協議会				
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	26	6	23.1	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
	48 行政不服審査会	3	2	66.7	
	49 地域医療対策協議会	17	1	5.9	
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51				
	52				
	53				
	54				
	合 計	567	233	41.1	
	女性委員0の審議会数	1			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	5	55.6	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	5	50.0	
	合 計	69	22	31.9	
	女性委員0の委員会数	1			